

令和6年度 第1期 定期監査（財務等監査）実施計画

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象

(1) 対象部署

市民生活部、都市政策部、秋葉区役所及び各業務の関係部署

(2) 対象事務等

令和5年4月から令和6年1月末までの期間に執行された令和5年度の事務事業（前年度に執行された契約準備行為等の事務を含む）を対象とする。

なお、必要があると認める場合は、対象期間を監査実施年度まで延長又は過年度遡及する。

3 監査の着眼点

(1) 重点事項

支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施する。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手續及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施手続

監査対象部署に関係書類の提出を求め、書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行う。

なお、効果的かつ効率的に十分な監査の証拠を入手するため、実査、質問、証憑突合、帳簿突合、計算突合、再実施、分析的手続等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、実施手続として適用する。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 日程

- ア 実施期間 令和6年3月14日～令和6年6月下旬
- イ 実施通知 令和6年3月4日
- ウ 書類審査 令和6年3月14日～令和6年6月下旬
- エ 監査委員ヒアリング 令和6年4月中旬（2日間の予定）
- オ 中間報告 令和6年6月上旬（予定）
- カ 監査対象課への講評及び監査委員復命 令和6年6月下旬（予定）

6 監査の担当者及び事務分担

対象部署	担当
市民生活部	1班
都市政策部	2班
秋葉区役所	1・3班

※ 監査体制（担当）について

一般会計等担当を1班、公営企業会計担当を2班、工事担当を3班として、監査対象部署の業務量等を基準に、各班に担当する部署を割り当てる。

なお、監査の進捗状況や対象部署の業務量の変化によっては、適宜、人員の再配置を行う。